

スマートフォンと マイナンバーカードを使った 確定申告説明会のご案内



マイナンバーカードの普及率は、総務省の思うように伸びていないようですが、マイナンバーカードとスマートフォンを使った確定申告は、その簡便さから利用率が急上昇しているそうです。

湖西支部でも、今年から「パソコンを使った申告方法」から、「スマートフォンとマイナンバーカードを使った申告方法」へと内容を切り替えて、説明会を開くことにしました。新規加入者の皆さんはもちろん、既加入の皆さんの参加も可能ですので、期日までにお申し込みください。

【日 時】令和7年1月31日(金) 午前9時30分から

【会 場】湖西市教育会館 大会議室 (個別相談：応接室)

【講 師】プラス会計サポート 所長 内藤 剛裕 氏(他1名)

【対象者】令和6年度退職互助部新規加入組合員、

および参加を希望する退職互助部組合員(再任用を終えた方など)の内
ご自分のスマートフォンとマイナンバーカードを準備できる方のみ

【定 員】15名(原則先着順：優先者あり)

下の優先者例に示しましたように「初めて確定申告が必要になる方」を優先させていただきますので、申し込み状況によっては「補欠」となる場合があります。ご了承ください。

【優先者例】令和6年度退職互助部新規加入組合員で再任用されていない方
令和5年度末で再任用を終えた方 等

【申 込】①専用フォームへの入力・送信(右のQRコードから)

②電話：湖西支部事務局 053-523-6255

③FAX：湖西支部事務局 053-523-6259

【締 切】令和6年1月15日(月)16時30分まで

【内 容】「確定申告とは」

「スマートフォンとマイナンバーカードを使った
確定申告の具体的な方法」

「個別相談(具体的な質問がある方のみ)」

【持ち物】①令和6年分「公的年金等の源泉徴収票」

②令和6年分「給与所得の源泉徴収票」

③令和6年分「退職所得の源泉徴収票」

④配偶者で所得のある人は、その証明(給与所得の源泉徴収票等)

※塾経営や内職等の所得のある方は所得を計算しておいてください。



⑤社会保険料関係

※国民健康保険・国民年金保険料の明細・任意継続保険料の領収書

※公立学校共済組合発行の任意継続掛金・介護掛金に係る社会保険料の控除の「証明書」は、令和7年2月中旬までにご自宅に送付されます。

※社会保険料控除額は、年間掛金額ですので、一括納入の場合は「振込依頼書」本人控え、預金口座振替の場合は預金通帳で確認することができます。

⑥生命保険料・損害保険料の証明書

⑦医療費の支払がある場合、その領収書・保険金を高額医療で補てんされた金額（領収書は合計額を出しておいてください。）

⑧還付を受ける時の預金通帳の口座番号・認印・計算機・筆記用具

【その他】①生命保険会社等の年金、保険満期の証明書

②お持ちいただいた書類から確定申告が必要かを講師(税理士)の方に見ていただきます。確定申告が必要でないことが判明した場合は説明会に参加せず、その時点でお帰りくださっても構いません。

③事前に、スマートフォンの各種 ID・パスワード、マイナンバーカードのパスワード・暗証番号をご確認の上、参加願います。